

別記様式第二号（第二十八条関係）（令二農水令八三・全改）

（表）

<p>農山漁村滞在型休暇活動のための基礎整備の促進に関する法律 第三十六條第一項の規定による届出書</p>	<p>第四十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 （三）（略） 四 第三十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは隠蔽した者</p>
---	--

【 縦の大きさは、縦向きリネームホル、横向きリネームホル、
中央居線の頂から二つ折りとする。 】

(録)

<p>第三十六條 農林水産大臣は登録簿に對して、都道府県知事に農林漁業團體及び信託団体に對し、この法律の施行に必要を限りに對して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員にこれら團體の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>新 号 介 和 年 月 日 交付</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p>
--	---

農山漁村活性化取組活動のための基盤整備の促進に関する法律第...
〔報告及び立入検査〕